

# 官民連携データプラットフォーム ポリシー策定委員会

## 資料3 事務局説明資料

## 第4回委員会の位置づけ

第4回委員会では、「ポリシー案1.0」策定の前提事項を整理した上で、今年度の最終報告を行う

|                   | 第1回委員会<br>(11月6日)   | 第2回委員会<br>(11月24日)  | 持ち回り審議<br>(12月4日～<br>12月11日)  | 意見公募<br>(12月22日～<br>1月21日)   | 第3回委員会<br>(2月8日)  | 第4回委員会<br>(3月4日)   |
|-------------------|---|---|---|--|---|--|
| ポリシー構成            | <ul style="list-style-type: none"> <li>全体像、構成の提示</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>                       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>   |  |
| プライバシー<br>ステートメント | <ul style="list-style-type: none"> <li>主要論点の提示、議論</li> </ul>                  |   |   |  |   |  |
| 規約                |   |   |   |  |   |  |
| データ<br>ガバナンス      |   |   |   |  |   |  |
| コンプライアンス<br>指針    | <ul style="list-style-type: none"> <li>固有論点の確認</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>前回の論点整理</li> <li>条項案の提示</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>意見公募提示に向けた「ポリシー案1.0」の審議</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>意見公募結果の報告</li> <li>次年度の検討課題提示</li> <li>論点討議</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>第3回委員会の振り返りと整理</li> <li>ポリシー案1.0と前提事項</li> <li>次年度検討を要する課題</li> </ul> |
| 情報セキュリ<br>ティポリシー  |   |   |   |  |   |  |
| その他               | <ul style="list-style-type: none"> <li>DPF事業やポリシー策定に係る前提事項の説明、意見交換</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ポリシー趣旨の周知・伝達方法の意見交換</li> <li>意見公募実施に関する説明</li> </ul> |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ポリシー素案に対する御意見の受付</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ポリシー周知に関する説明・意見交換</li> <li>翌年度以降の第三者委員会について討議</li> </ul> |  |

# 第3回委員会の振り返りと整理・ 準備会での議論結果共有

## 第3回委員会で議論いただいた内容

第3回委員会では、事務局提示の「5つの論点」と「ポリシー周知・提示方法」、「第三者委員会概要」について議論いただいた

### 済 < 5つの論点 >

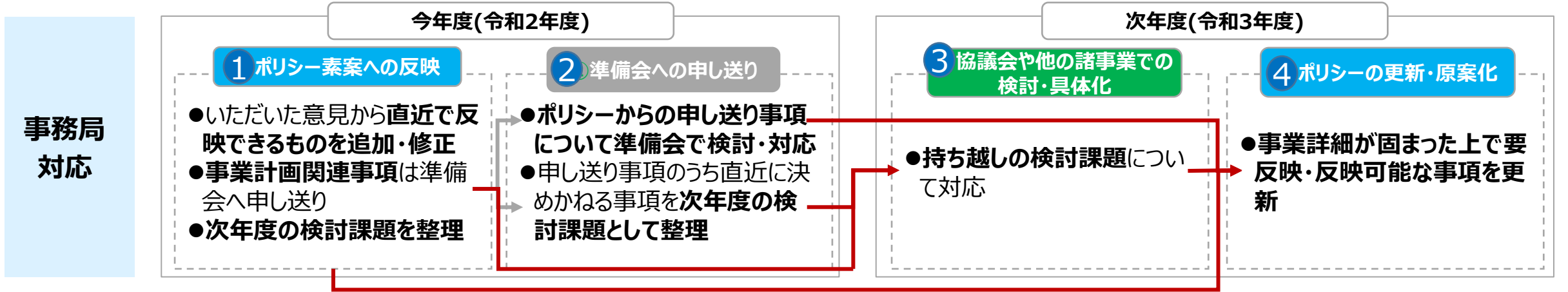
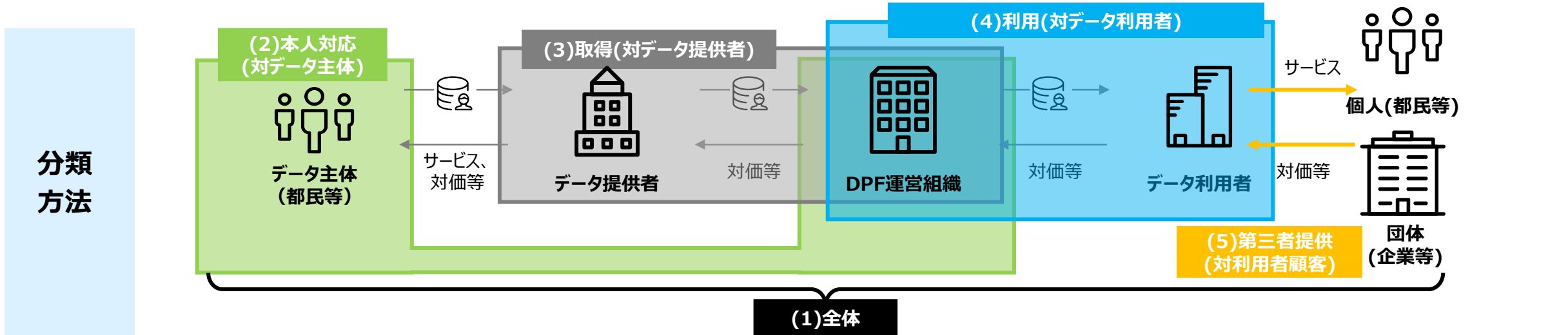
1. 取り扱いデータをステージ2までとする期間におけるリスクと対応 (P.5・6・21参照)
2. データ提供者によるデータ利用停止権限 (P.6・7参照)
3. データ利用者の範囲とDPFの関与範囲 (P.17参照)
4. データ整備事業で個人情報を受け取り匿名加工化する際の対応 (P.8・26参照)
5. データ提供者に表明保証いただく事項とDPFからの確認事項 (P.9・P27参照)

### 済 < ポリシー周知・提示方法 > (P.9・32参照)

### 済 < 第三者委員会概要 > (P.9参照)

# 第3回委員会でいただいた主な意見の分類方法と事務局対応

第3回委員会でいただいた主な意見を以下のとおり分類。分類した意見について、以下①～④の対応に振り分けた



- ① ポリシー素案への反映 ※①～④は
- ② 準備会への申し送り P4下段に対応
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

# 第3回委員会でいただいた主な意見（論点1）

第3回委員会でいただいた委員からの意見を、ポリシー策定委員会事務局にて以下のように整理

|        | 分類                  | 主なご意見（敬称略）   | 対応方針・結果   |
|--------|---------------------|--|---|
| (1) 全体 | DPFの<br>体制整備        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>規約違反者、データの取得方法、データの性質のチェック機能をどのように働かせるかが運用上において問題</b>となる。第三者委員会のような、チェック機能の保持、あるいはPIA※の実施等、プライバシーリスクの観点からデータが適切であるか否か判断する等、<b>具体的にどのような能力を持った人が、どのように決めて、どういう組織体制であるのか体制整備を検討する必要がある。</b></li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次年度の協議会や他事業への申し送り事項とし、議論結果を踏まえ、PIA等の実施、内部ガイドラインやチェックリスト（指摘事項）を作成すること等を含め検討</li> <li>● P16 4段参照 <b>34</b></li> </ul>                  |
| (1) 全体 | ステージ1・2で<br>取り扱うデータ | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>個人情報以外のパーソナルデータの流通は、統計的データ・匿名加工情報に限るべき。</b>統計データ・匿名加工情報以外の場合、データ利用者の方で個人情報に戻る可能性があり、個人情報の流通と同様になってしまう。</li> <li>● <b>匿名加工情報に必ずする、統計情報に必ずしてDPFにデータを入れるところまで制限的にしてしまうと、若干自由度が下がるのではないか。</b></li> <li>● <b>限定して良いかは逡巡する。誰がどのような利用をしても個人情報にならないよう、DPFがチェックすべき。</b>データ利用者の利用場面までDPFが寄り添い、利用目的に問題がないかDPFと一緒に確認をしたら良いのではないか。</li> <li>● <b>流通データやユースケースは何かを絞り込み、その上で、データ活用は目的と粒度によって加工レベルが決まるため、そこを議論していくべき。</b></li> <li>● <b>ユースケースベースとは、利用目的ベースで許容されるパーソナルデータか否かという分け方。</b>安全ではないが、公益目的が高いため流通を許容するとなった場合も、<b>ホワイトリスト方式であるべき。</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ステージ1・2における流通データを、現地点で、現時点では、データの取り扱いルール(統計データ・匿名加工情報のみを取り扱う等)に絞らず、今後のユースケースに合わせて検討する予定</li> <li>● P16 5段、P21参照 <b>34</b></li> </ul> |

※ プライバシー影響評価。個人情報の収集を伴う情報システムの企画、構築、改修にあたり、情報提供者のプライバシーへの影響を「事前」に評価し、情報システムの構築・運用を適正に行うことを促す一連のプロセス

- ① ポリシー素案への反映 ※①～④は
- ② 準備会への申し送り P4下段に対応
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

# 第3回委員会でいただいた主な意見 (論点1) (論点2)

(前ページの続き)

|           | 分類                     | 主なご意見 (敬称略)   | 対応方針・結果  |
|-----------|------------------------|---|--|
| (1)<br>全体 | ステージ1・2で<br>取り扱うデータ    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 懸念事項を整理し、リスクをどう排除するか明らかにすることは、全く所与の前提。<b>具体的な話がない中で決め切るということは難しい。</b>幅をもって準備会へ通していただきたい。</li> <li>● DPFにおいて個人情報ではない、氏名到達性がなければよいという場合、例えば広告ID・メールアドレスを含み扱うことになりかない。すると結局、個人情報と変わらず、個人情報を取り扱うことと同様になる。GDPR※1で個人情報とされるようなものであっても、<b>日本は「匿名加工情報」は安全だというスタンスがあるので、それは許容されると思うが、そうでないものについて許容されるものを整理しなければ、プライバシー侵害が起きる可能性がある。</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● (前ページの続き)</li> </ul>  |
| (3)<br>取得 | データ提供者による<br>データ利用停止権限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>規約違反と提供者によるデータ停止意向は区別すべき。</b>規約違反の場合は、DPFの判断・責任で停止すべき。データ提供者の意向については、データ提供者のライセンス・利用条件として停止すべき。合理的なライセンス設定が重要。</li> <li>● <b>データ利用者が複数違反した場合、継続的に違反することで信頼関係が破壊されるため、将来的にはデータ提供者が契約解除できると思う。</b>規約に書かなくともこのような構図になるのではないか。</li> <li>● <b>DPFが選定した利用者の多くが違反する場合、DPFがトラストアンカー※2機能を持つのであれば、企業の審査・与信を丁寧にやるのがよい。</b></li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● データ利用者の規約違反等はDPFの責任で対処</li> <li>● データ提供者の意向をくみ取った利用条件を設け、データ提供者の意向でデータ利用停止等ができるようにする。雛形の詳細を検討予定</li> <li>● P17 3段目、P18 1段目、P25参照 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">3</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">4</span></li> </ul> |

※1 一般データ保護規則。EU加盟国及び欧州経済領域 (EEA) 内における個人データやプライバシー保護を規定する法律

※2 個人、法人、機器などのサイバー空間の存在 (ID) の認証 (審査・登録・発行・管理など) を担う機能のこと。  
官民連携データプラットフォームにおいては、DPFがデータ提供者とデータ利用者を審査することや、データの管理をすることなどによって、トラストを担保し、保証すること

- ① ポリシー素案への反映 ※①～④は
- ② 準備会への申し送り P4下段に対応
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

# 第3回委員会でいただいた主な意見 (論点2)

(前ページの続き)

|             | 分類                     | 主なご意見 (敬称略)   | 対応方針・結果   |
|-------------|------------------------|---|---|
| (3)<br>取得   | データ提供者による<br>データ利用停止権限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● データ提供者がライセンス利用の点で条件を付けたときに、その条件をきちんと守っているか等、DPF側の義務は何か個別契約の中で定めるべき。</li> <li>● 情報銀行の取組などをみてもデータを提供してもらうことは大変であるとのことから、データ提供者が様々な利用条件を付けられることが要るのではないか。</li> <li>● 提供時の契約に個別のカスタマイズが過ぎるとDPFのオペレーションが回らなくなるため、ユースケースや、データ提供者の思い・利用者のニーズを受け留めながらDPFの現実を踏まえて類型を策定する必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 前ページと同様</li> </ul>   |
| (2)<br>本人対応 | 利用停止の範囲                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用停止を求められた以降の話として、遡ってデータを消すことは、DPFがデータ利用者のトラッキング※をしていないと、実際はできない。どこまでを、どのようにやるのか、やれるような仕様にするのかは併せてご検討いただきたい。</li> <li>● 今回はステージ2までではあるが、仮にパーソナルデータをデータ提供者に渡してDPFに流れていき、利用停止が発生したとすれば、それを本人に伝えるというプロセスは必要ないのか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当面個人情報を含むパーソナルデータの取り扱いは予定していないが、仮に取り扱う事になった場合、左記を参考にし、取り扱い方法の具体化を検討する予定</li> </ul>                             |
| (3)<br>取得   | データ提供者の<br>規約違反の場合     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● データ提供者が、「個人情報が入っていない」と言っても実際に混入していた場合、事前告知無しに即時利用停止すると予想される。データ利用者が生じた損害を、DPFが責任を負うのか。もし免責の場合、データ提供者が意図せず変なデータが混入したデータを提供したリスクを、データ利用者が負うのか。</li> <li>● 利用者の側から見て想定より提供されるデータが過少であった場合に、DPFに責任があるのか否か、提供者の責任か、もともと責任は誰にもないのか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● データ提供者の規約違反時に対応する条項を追記 P17 4段目参照 ①</li> <li>● 免責規定については、次年度検討する事業詳細化が固まり次第、ポリシーに反映する予定 P18 2段目参照 ③④</li> </ul> |

※特定のユーザーが、サイト内でどこを閲覧しているのかを追跡、分析すること



- ① ポリシー素案への反映 ※①～④は
- ② 準備会への申し送り P4下段に対応
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

# 第3回委員会でいただいた主な意見 (論点2)(論点4)

(前ページの続き)

| 分類   | 主なご意見 (敬称略)  | 対応方針・結果  |
|--|--|--|
| <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; text-align: center;">(3)</div> <div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">(4)</div> <p style="text-align: center;"><b>データ提供者・DPF・データ利用者間の権利・義務</b></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 三者の間での、特にDPF視点で見たとときの具体的な義務と権利の内容を一回整理した上で、それについて必要な事項がプライバシーステートメントや、各所の規約で全部順繰りに埋まっているか、明確化できていない部分があるか、整理すべき。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現規約の三者間における権利・義務を整理</li> <li>● 詳細内容は次年度以降検討予定</li> <li>● P18 2段目・P28参照 <b>3 4</b></li> </ul>                                  |
| <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; text-align: center;">(3)</div> <div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">(4)</div> <p style="text-align: center;"><b>紛争解決手段の取り決め</b></p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● そもそも規約違反があるかどうかで揉めるケースが多いと想像。誰が違反を判断するか、トラブル時の解決方法について検討が必要。DPFも当事者のため、紛争解決手段の主体としては不適當。裁判は時間がかかるため、契約上拘束力のあるADRを用意する必要があるのではないか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次年度の事業詳細化・組織設計に持ち越し、紛争解決手段の仕組みについて検討予定</li> <li>● P18 3段目参照 <b>3 4</b></li> </ul>   |
| <div style="background-color: #333; color: white; padding: 10px; text-align: center; font-weight: bold;">(1) 全体</div> <p style="text-align: center;"><b>匿名加工委託を請け負った場合の留意点</b></p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営組織の人が少ないときに匿名加工の対応は難しいため、外部企業に委託するしかない。その場合は予算が必要になる。「人」又は「金」を用意せざるを得ない。</li> <li>● 匿名加工情報の委託を受ける場合、システム的にファイアウォールがあれば良いのではなく、必ず加工したデータを委託者に対して返す必要がある。また、ファイアウォールだけで分けるのではなく、データ流通事業でのデータと、データ整備事業におけるデータを分ける必要がある。</li> <li>● DPFが再委託をし、委託者が再委託先に直接該当データを出す。そして加工されたデータだけが委託者からDPFに来る形にすると、DPFの内部ないしDPFのサーバーの内部でファイアウォールや施設管理が必要になるという問題がない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業当初のデータ整備事業は、行政データのデジタル化・クレンジング等を予定しているため、仮に個人情報の匿名加工化を請け負った場合は、外部に再委託する方向で検討</li> <li>● P15 1段目・P26参照 <b>3 4</b></li> </ul> |

# 第3回委員会でいただいた主な意見 (論点5)・(ポリシー周知・提示方法)・(第三者委員会)

(前ページの続き)

凡例

- ① ポリシー素案への反映 ※①～④は
- ② 準備会への申し送り P4下段に対応
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

|        | 分類                | 主なご意見 (敬称略)  | 対応方針・結果  |
|--------|-------------------|--|--|
| (3) 取得 | データ提供者の<br>表明保証事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● DPFが有力であれば、データ提供者に対してフルスペックの表明保証を求めることができるが、DPFがあまり人気がなければ、でき得る条件でデータ提供者に保証してもらわざるを得ない。</li> <li>● 現時点で確定的なことは言えないが、<b>ステージ1・2では、規約15条に対応する同意について、どのような内容であることを表明保証の対象とすべき。</b>また、<b>データの品質等についてどのようなアノテーション※を行っているか等、細かく提供の際に条件を付けた保証をしてもらうべき。</b></li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記の旨を参考にさせていただき、次年度以降検討されるユースケース・組織体制等を考慮し、データ提供者の表明保証事項の詳細及び、DPFの確認事項等を検討予定</li> <li>● P17 2段目・P27参照 <b>3 4</b></li> </ul> |
| (1) 全体 | ポリシー<br>周知・提示方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自分の身に当てはめて理解できる書き方」をしてほしい。提供局面・利用局面と分けて記載すべき。なお、カスタマイズされた広告は、人によって考え方が異なる。何故それを東京都が税金で行うか、丁寧に説明する必要がある。</li> <li>● <b>カスタマイズされた広告はステージ3にあたるため、ステージ1・2においては利用してはならないと</b>考えている。</li> <li>● 東京都が何をしたいかが明確にならないと、メッセージは細かく伝えることができない。<b>都が何をしたいがしっかり決めてから、進めていただきたい。</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次年度の協議会やケーススタディ事業等を通じて創出されたユースケースに応じて、ポリシー周知・提示方法の詳細を継続的に検討する予定 <b>3 4</b></li> </ul>                                       |
| (1) 全体 | 第三者委員会            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>監視とアドバイスを同じ主体がやると緊張感がなくなるため、役割を別にすべき</b></li> <li>● 都の税金が使われるため、<b>東京都の立場としての透明性を示す必要がある。</b>例えば「都の政策にこんな風に役立った」等といったことを報告すべき。</li> <li>● 第三者委員会の<b>モニタリング(監視)</b>は取り扱うデータによって、見る内容が変わるはず。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次年度の協議会において事業詳細化・組織設計等固まり次第、第三者委員会の詳細を検討する予定 <b>3 4</b></li> </ul>  |

※特定データに対して、データのタイトル等のそのデータについての情報等(メタデータ)を付与すること

# 準備会での主な合意事項

第1回～第4回までの準備会で議論された主な合意事項を掲載。委員からの意見を一部紹介

## データ流通推進事業の大枠

### ● データの取り扱い範囲の段階拡大

- (第2回)個人に関わらないデータから始め、匿名加工情報、個人情報へと進むことに同意 …等

### ● データライブラリ事業の実施

- (第2回)「オープンデータとしてDPFに入ってきたデータをDPF自身がまとめて、出していく。そうした活動と呼び水にすると、民間企業を呼び込める …等

### ● ネットワーキング事業の実施

- (第3回)ネットワーキングはユースケースの創出にも寄与する。特定のオープンデータがどう使われたかが見えると、他の主体も同じことができると気づく …等

### ● トラストアンカー※型を基本とした取組

- (第3回)DPFがある程度責任を負うトラストアンカー型で目線合わせをした方がよい
- (第3回)データ提供者の責任が大きくなると、提供するモチベーションが下がるため、この辺りをしっかりやっていくことを検討するとよい
- (第4回)プラットフォームを機能させるための一要素として、「信頼関係の構築」が大事。データへの信頼・評価、関係者への信頼、「場」への信頼が挙げられる
- (第4回)まずはデータのトラストから始めてはいかがか …等

## データ整備事業の大枠

### ● データ整備事業の実施

- (第2回)データはオイルだと言うが、中間加工の産業が沢山あってこそ。中間部分が重要で、支援的な側面を担うことをしている組織や企業を仲間に加えることが大事ではないか
- (第2回)データ整備が事業に入っているのは重要。いかにうまくクレンジングするか、整理するかなどが意外と大変でコストがかかる
- (第2回)クレンジングは手がかかるのでどうするか検討は必要
- (第2回)みんなで使えるような形でツール開発みたいなものができるといい
- (第4回)データ整備支援について、DPFに来て何かするというにすることは、DPFを経由して、都の持つ潜在的なデータを生かして、吸引力を作ることが大事 …等

## その他(第3回ポリシー策定委員会の議題関連)

### ● 個人情報を含まないパーソナルデータの流通

- (第4回)個人のデータについては慎重ではあるが、やる前から縛り過ぎてしまうことは反対。モニタリングしながらルールを見直していければ良いのではないかな…等

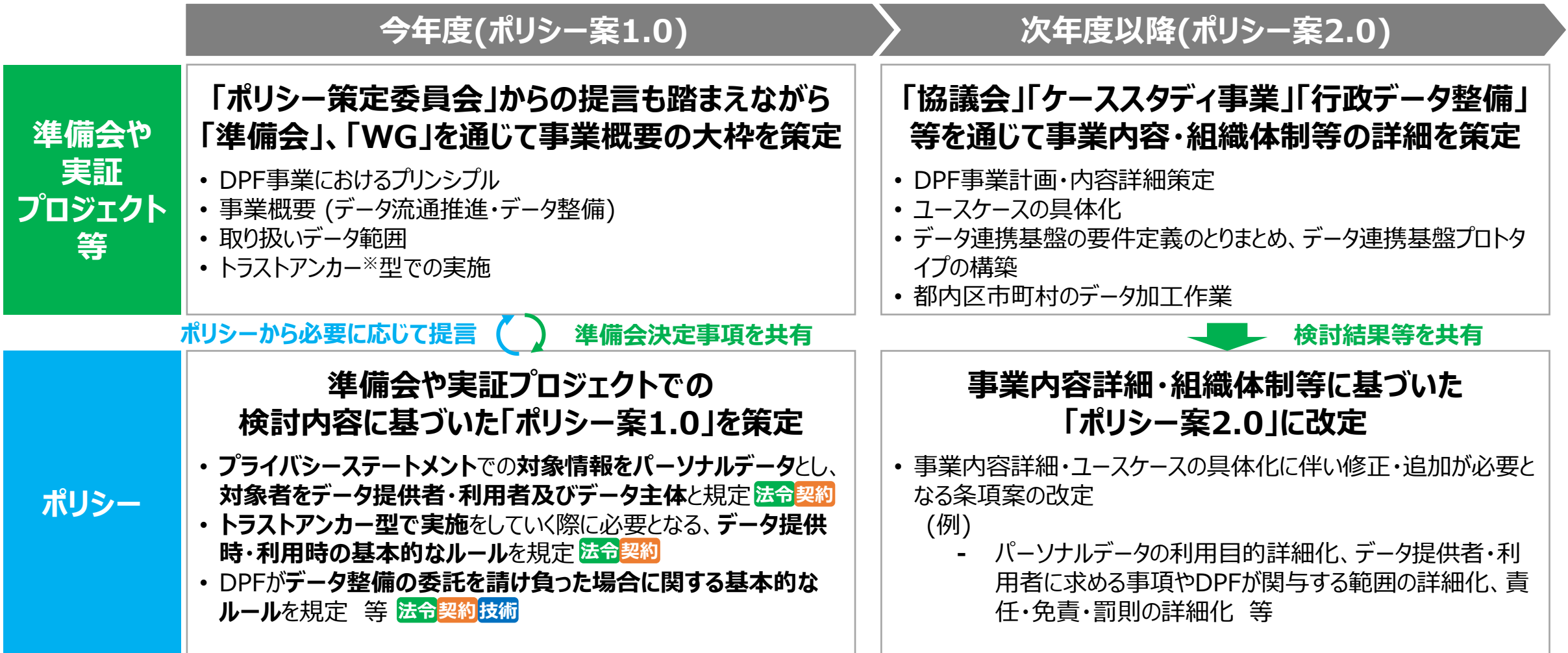
※個人、法人、機器などのサイバー空間の存在（ID）の認証（審査・登録・発行・管理など）を担う機能のこと。

官民連携データプラットフォームでは、DPFがデータ提供者とデータ利用者を審査することや、データの管理をすることなどによって、トラストを担保し、保証すること

# 「ポリシー案1.0」の提示

# 今年度策定した「ポリシー案1.0」の範囲と次年度以降の取組

今年度の準備会での議論や実証プロジェクト等の取組に基づいて、「ポリシー案1.0」を策定。なお、次年度以降の事業内容詳細・組織体制等の検討状況を踏まえ、「ポリシー案2.0」として改定予定



※個人、法人、機器などのサイバー空間の存在 (ID) の認証 (審査・登録・発行・管理など) を担う機能のこと。

官民連携データプラットフォームでは、DPFがデータ提供者とデータ利用者を審査することや、データの管理をすることなどによって、トラストを担保し、保証すること

# ポリシー案1.0の策定内容

準備会で検討された事業概要における前提や、ポリシー策定委員会で議論した結果を基に、各ポリシーの具体化を進めた

ポリシー

主な策定内容

| ポリシー   | 主な策定内容  |
|--|---|
| (1)<br>官民連携データプラットフォーム<br><b>ポリシー構成</b>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● (2)～(6)までのポリシーの全体の構成図、ポリシー全体に係る前提事項、考え方等</li> </ul>  |
| (2)<br>官民連携データプラットフォーム<br><b>データガバナンス指針</b><br>資料4-3         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● データガバナンス指針における条項案構成</li> <li>● <b>パーソナルデータ保護とサイバーセキュリティ確保に加え、積極的なデータ利活用のために運営組織が取り組むことを規定</b> <b>技術</b></li> <li>● <b>DPF運営組織からの情報発信・意見聴取のため、DPFに係る関係者との対話を図ることを規定…等</b></li> </ul>  |
| (3)<br>官民連携データプラットフォーム<br><b>プライバシー<br/>ステートメント</b><br>資料4-1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● プライバシーステートメントにおける条項案構成</li> <li>● <b>対象とする情報(パーソナルデータ)、対象者(データ提供者・利用者及び個人)と規定</b> <b>法令 契約</b></li> <li>● <b>パーソナルデータの定義に関する法律を(個人情報保護法・東京都個人情報保護に関する条例)と規定</b> <b>法令</b></li> <li>● <b>原則オプトアウトでのパーソナルデータの第三者提供をしない方針…等</b></li> </ul>  |
| (4)<br>官民連携データプラットフォーム<br><b>コンプライアンス指針</b><br>資料4-4         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>コンプライアンス指針における条項案構成</b> <b>法令</b></li> <li>● <b>各種の関係法令を遵守、運営組織の透明性を保つめの第三者委員会を設置し監査体制を確立すると規定</b> <b>法令</b></li> <li>● <b>データプラットフォームに係るコンプライアンス研修を運営組織内で実施と規定…等</b> <b>法令</b></li> </ul>  |
| (5)<br>官民連携データプラットフォーム<br><b>規約</b><br>資料4-2                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 規約における条項案構成(第1章:総則、第2章:データ提供者向け、第3章:データ利用者向け、第4章雑則)</li> <li>● <b>サービス利用に関する入退会の基本内容(入会・禁止事項・ログインアカウントの取り扱い・任意退会・強制退会等)を規定</b> <b>契約</b></li> <li>● <b>データ提供時の基本的なルール(提供対象データに応じた表明保証・DPFからの関与範囲を定めること等)を規定</b> <b>法令 契約</b></li> <li>● <b>データ利用時の基本的なルール(例:データ利用者の情報管理体制により利用できるデータやDPFからの関与範囲を定めること等)を規定…等</b> <b>法令 契約</b></li> </ul> |
| (6)<br>官民連携データプラットフォーム<br><b>情報セキュリティ<br/>ポリシー</b><br>資料4-5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>東京都サイバーセキュリティ基本方針に準じた、情報セキュリティポリシーにおける条項案構成</b> <b>法令</b></li> <li>● <b>データプラットフォーム事業者としてデータ流通時に留意する対策・最新のセキュリティに対する情報収集をしていくことを規定</b><br/>…等 <b>技術</b></li> </ul>  |

# ポリシー案1.0を策定する上での前提事項

ポリシー案1.0の策定における前提事項と、対応するポリシー記載箇所を整理

|      | 論点                | 今年度における前提(概要)   | ポリシー主要反映箇所  |
|------|-------------------|---|---|
| 事業関連 | DPF運営組織の立ち位置      | <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都から補助金を受けて設立・運営する予定であるため、<b>東京都の条例を考慮</b>し、各ポリシー案を策定</li> <li>また、DPFは東京都との関連のある組織であることから、公共性を意識した事業・組織運営が必要となる。ステークホルダーへの説明の透明性のため第三者委員会を設置し、DPF運営組織に対するモニタリングを実施、その結果を公開予定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(上段)プライバシーステートメント2項、規約2項、情報セキュリティポリシーは東京都東京都サイバーセキュリティ基本方針※を基に策定</li> <li>(下段)データガバナンス指針6項、コンプライアンス指針2項 等</li> </ul> |
|      | DPF事業・運営組織の立ち上げ目的 | <ul style="list-style-type: none"> <li>都民のQoLや事業者の「稼ぐ力」の向上を目指し、個々人に適したサービスや社会課題解決のソリューションの創出・提供を促すため、官民における様々なデータを収集・流通促進する</li> <li><b>目的の実効性を考慮</b>に入れ、ポリシー案を策定。なお、HP上で、ポリシー紹介をするページ等で、目的を絵・図化したものを提示予定</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>データガバナンス指針1項・2項</li> </ul>   |
|      | DPF事業におけるプリンシプル   | <ul style="list-style-type: none"> <li>あり方検討会・スマート東京実施戦略・準備会等での議論により計12の項目を策定 (P19参照)</li> <li>ポリシー策定においても、<b>プリンシプルを考慮</b>し検討を進める</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>データガバナンス指針2項(プリンシプル⑩反映)・9項(同⑨反映) 等</li> </ul>  |

※「東京都サイバーセキュリティ基本方針 5.地方独立行政法人等への指導」：東京都が設立した地方独立行政法人及び東京都政策連携団体においては、本基本方針等を参考に、各団体等においてサイバーセキュリティ対策に係る基本方針等を策定するなど、必要なサイバーセキュリティ対策を実施するよう、所管局は 適正に指導を行うこととする

# ポリシー案1.0を策定する上での前提事項

(前ページの続き)

|      | 論点                            | 今年度における前提(概要)  | ポリシー主要反映箇所  |
|------|-------------------------------|--|---|
| 事業関連 | <p>ポリシー策定する上で対象となる事業</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>①データ流通推進事業(データライブラリ・データ流通プラットフォーム・ネットワーキング)、②データ整備事業<sup>※1</sup>を対象とし、現在準備会で検討されている概要を基にポリシー案を策定(P20参照)<br/> <small>※1匿名加工委託を請け負う場合は再委託する方向で検討(P26参照)</small></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーステートメント1項</li> <li>① 規約2章・3章</li> <li>② 規約17条・18条 等</li> </ul> |
|      | <p>データ流通推進事業における取り扱いデータ範囲</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>データ流通推進事業においては、<b>ステージ0(パーソナルデータ以外のデータ)</b>、<b>ステージ1・2(個人情報以外のパーソナルデータ)</b>を範囲にし、<b>しているため、ポリシー案もその範囲を対象とし策定(P21参照)</b></li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーステートメント1項 等</li> </ul>   |
|      | <p>トラストの担保</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li><b>トラストアンカー<sup>※2</sup>型</b>を想定してポリシー案を策定<br/> <small>トラストの基本的な考え方とDPFの取組は(P22・23・24)を参照</small></li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>規約14条・15条・22条・25条 等</li> </ul>                                       |
|      | <p>会員化</p>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li><b>会員モデルを想定</b>しポリシー案を策定<br/> <small>(データ提供者・利用者共に会員登録必須)</small></li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>規約5条・6条・11条・12条 等</li> </ul>   |
|      | <p>データ保有の有無</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業執行上必要なもの・データ提供者の都合等により保有するケースは有るが、<b>基本的には流通するデータをDPF運営組織は保有しないことを想定</b>してポリシー案を策定</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(保有するケース)プライバシーステートメント4項・規約5条</li> </ul>                             |

※2 個人、法人、機器などのサイバー空間の存在(ID)の認証(審査・登録・発行・管理など)を担う機能のこと。

官民連携データプラットフォームでは、DPFがデータ提供者とデータ利用者を審査することや、データの管理をすることなどによって、トラストを担保し、保証すること



※グレー字は次年度も継続的に検討する箇所等

# ポリシー案1.0を策定する上での前提事項

(前ページの続き)

## 論点

## 今年度における前提(概要)

## ポリシー主要反映箇所

|   |                              |  |   |
|---|------------------------------|--|---|
| ① | <b>ポリシー策定における3つの観点</b>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>DPFを運用するにあたりデータの収集や提供、利活用にかかる基本的な考え方・ルール(ポリシー)を、「<b>法令</b>」「<b>契約</b>」「<b>技術</b>」の観点から策定</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンス指針1項等</li> </ul>   |
|   | <b>プライバシーステートメントの対象範囲</b>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始当初は個人情報の取扱いは予定していないが、取り扱いデータ範囲にパーソナルデータが含まれることを考慮し、<b>データ提供者やデータ利用者に対してはもちろんのこと、データ主体となり得る個人も対象としたプライバシーステートメントを策定</b></li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーステートメント1項</li> </ul>   |
|   | <b>利用目的の粒度</b>               | <ul style="list-style-type: none"> <li><b>準備会で検討した事業概要を基に</b>、パーソナルデータの利用目的を策定 (P20参照)</li> <li>次年度以降事業詳細が固まった上で、利用目的の記載粒度を見直す予定</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーステートメント5項等</li> </ul>  |
|   | <b>DPF運営組織の体制整備</b>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>データの取り扱いに関する適切な体制、コンプライアンス体制、情報セキュリティ確保のための体制を整備することを規定しているが、具体的な内容は次年度の業務詳細・組織設計に必要な事項を申し送り事項とし、議論結果を踏まえ、PIA※等の実施、内部ガイドラインやチェックリスト(指摘事項)を作成すること等を含め検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>データガバナンス指針1項</li> <li>コンプライアンス指針2項</li> <li>情報セキュリティポリシー4項等</li> </ul> |
|   | <b>ステージ1・2における取り扱いデータの峻別</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報以外のパーソナルデータを取り扱う際(ステージ1・2)、現地地点ではデータの取り扱いルール(統計データ・匿名加工情報のみとする等)を絞らず、今後のユースケースに合わせて検討予定(P21参照)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>規約30条等</li> </ul>  |

※プライバシー影響評価 個人情報の収集を伴う情報システムの企画、構築、改修にあたり、情報提供者のプライバシーへの影響を「事前」に評価し、情報システムの構築・運用を適正に行うことを促す一連のプロセス

# ポリシー案1.0を策定する上での前提事項

(前ページの続き)

※グレー字は次年度も継続的に検討する箇所等

|   | 論点                     | 今年度における前提(概要)  | ポリシー主要反映箇所  |
|---|------------------------|--|---|
| ② | データ主体との接点              | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始直後は個人情報を取り扱うことを予定していないため、<b>データ主体から直接データ提供をいただくことは現在のところ想定していない</b>。次年度の事業詳細化等を踏まえ、データ主体との接点を構築することになった場合は、必要に応じてポリシーに反映予定</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーステートメント1項</li> </ul> |
| ③ | データ提供者の表明保証事項とDPFの関与範囲 | <ul style="list-style-type: none"> <li><b>提供対象データに応じた表明保証、DPFによる確認・対応を設ける予定</b>。次年度以降のユースケースを踏まえて引き続き詳細を検討し、必要に応じてポリシーに反映予定 (P27参照)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>規約14条・15条</li> </ul>       |
|   | データ提供者の利用条件提示          | <ul style="list-style-type: none"> <li><b>データ提供者の意向を汲んだ利用条件の策定を検討</b>。次年度雛形の作成を進め、必要に応じてポリシーに反映を検討 (P25参照)</li> <li>なお、<b>データ提供停止する場合は、データ利用者とその顧客を配慮し、事前通告期間を利用条件内に規定することを予定</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>規約13条3項4号</li> </ul>       |
|   | データ提供者が規約違反している場合      | <ul style="list-style-type: none"> <li><b>データ提供者が規約違反している場合は、提供対象データの利用停止等の措置を講ずることを予定</b></li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>規約14条4項・15条4項等</li> </ul>  |
| ④ | データ利用者の範囲とDPFの関与範囲     | <ul style="list-style-type: none"> <li><b>データ利用者に対して、データの個人識別性のステージに応じた情報管理体制のレベルを求める</b>。同じくステージに応じたDPFからの関与を実施する予定。次年度以降のユースケースを踏まえて引き続き詳細を検討し、必要に応じてポリシーに反映予定</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>規約22条・25条</li> </ul>       |

# ポリシー案1.0を策定する上での前提事項

(前ページの続き)

|            | 論点                                       | 今年度における前提(概要)   | ポリシー主要反映箇所  |
|------------|--|---|---|
| (4)        | データ利用者が規約違反をしている場合                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>データ利用者が規約違反している場合は、DPFが責任をもって利用停止措置を講ずることとし、ポリシーに反映</li> <li>なお、規約違反者が多い場合には、データ提供者がDPFへのデータ提供を解約できることを念頭に置く</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>規約26条</li> </ul>                                   |
| (3)<br>(4) | データ提供者・DPF・データ利用者間の関係<br>(権利・責任・免責・罰則 等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>三者間における権利・責任・免責・罰則等においては、次年度事業詳細が固まり次第、それに対応した内容をポリシーに反映予定</li> <li>今年度は、データ提供者・DPF・データ利用者間の権利・義務を簡易的に整理 (P28参照)</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>(権利) ※P28参照</li> <li>(免責)規約27条</li> </ul> <p>等</p> |
| (3)<br>(4) | 紛争解決手段                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>現在のところ、紛争発生時には裁判での解決を規約内に明記しているが、次年度のユースケースを踏まえ想定できるトラブルの類型化・DPFの組織体制を考慮した上で詳細を検討予定</li> <li>なお、違反が生じている場合に、DPFに連絡ができる仕組み及びDPFが必要な措置を講じる条項を追記</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(上段)規約32条</li> <li>(下段)29条</li> </ul>              |
| (5)        | 二次利用※データの取り扱い                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>オープンデータの場合は基本的に二次利用データ作成者に権利帰属し、オープンデータ以外の場合は提供者側が利用条件を提示しその範囲内で取り扱いが可能であることとポリシーに反映 (P23 3段目参照)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>規約13条・21条・24条5項</li> </ul>                         |

※データを複製、改変等を行った上で利用すること

## 前提事項の補足：哲学（プリンシプル）

あり方検討会  
×1  
「哲学」

- 1 **オープン志向** しかるべきルールに従えば、誰でも、何時でも、何処でも、何にでも使える
- 2 **ターゲット型からの脱却** 将来における具体的応用を特定しすぎない。民間の活力を最大限活用する
- 3 **徹底的なデジタル化** 業務をデジタルファーストで、徹底的にデジタル化を行う
- 4 **アジャイル** 早期の実装に向けて、トライアンドエラーで推進を図る
- 5 **分野横断型のデータ利活用** 個別分野で閉じず、分野横断でデータが連携することで、価値の増大を図る
- 6 **大義と共感はセット** 都民に対して、大義を共感とセットで発信する

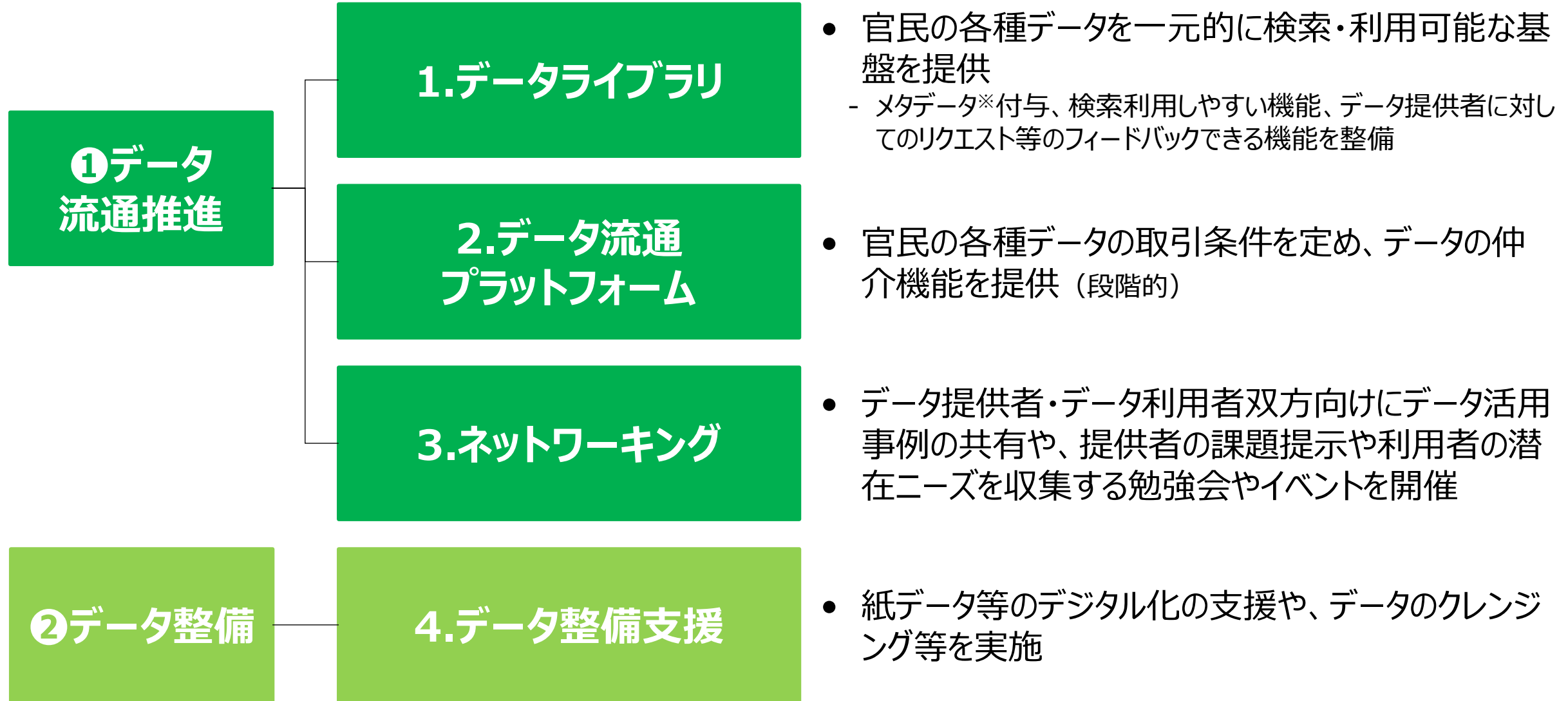
基本方針  
×2

- 7 **行政・公益事業・民間データの順に** DPFでは行政データ、公益事業系データ、民間データの順に取り扱いを広げる
- 8 **「隗より始めよ」の精神で行動** 「隗より始めよ」の精神で、都からアクションを起こす

第1回準備会

- 9 **データを対話ツールとする** データは非専門職・都民との対話のツールとしても活用する
- 10 **データを都民へ返す** オープンデータは、もともと都民のものだったデータを都民に返すことと捉える
- 11 **都民参加の重視** 意欲ある主体を勧誘して合意形成、都民参加を重視する
- 12 **実効性に重きをおく** DPFによるデータ活用の成果を実感できるよう、実効性に重きを置く

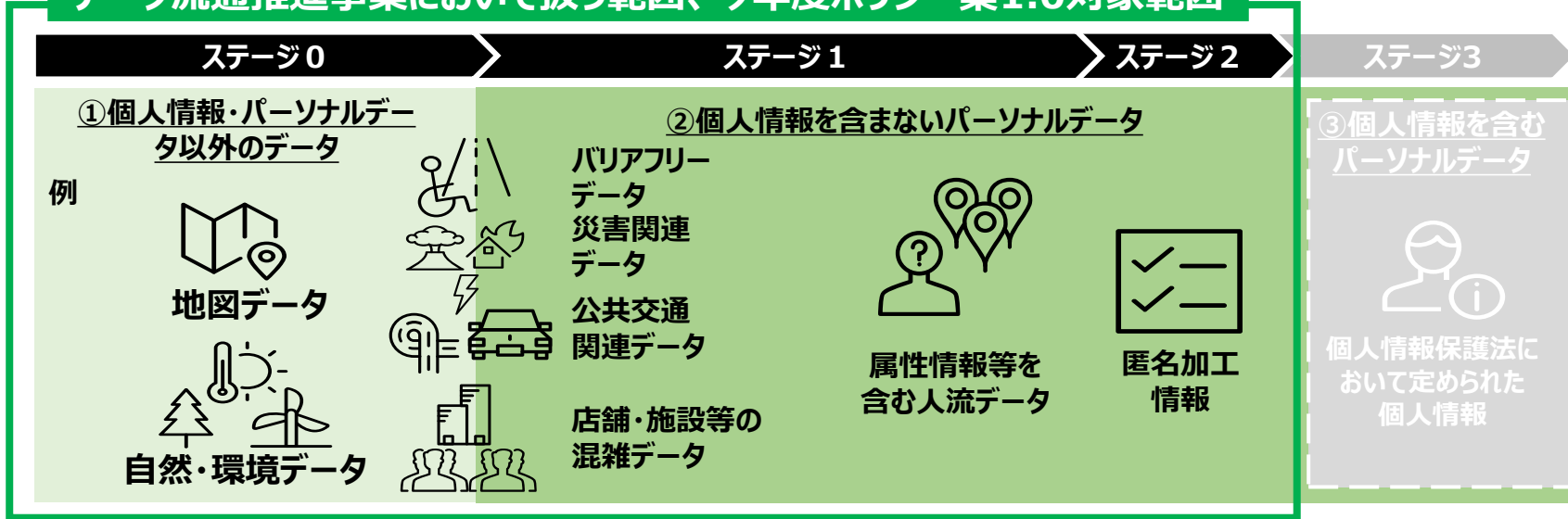
## 前提事項の補足：事業の全体像



## 前提事項の補足：取り扱うデータの範囲

データ流通推進事業で取り扱うデータの範囲は、当面の間個人情報を含まないデータ（ステージ1・2）までとする。なお、第3回委員会内では、ステージ1・2においても一律に流通を認められる訳ではないと合意しているものの、資料下部①・②の意見があった。第4回準備会で議論した際には、②に賛同する意見があった

### データ流通推進事業において扱う範囲、今年度ポリシー案1.0対象範囲



- ステージ1・2の段階でも、PIA※等を駆使し、扱って良いデータ種類・質等を検討する必要がある。場合によっては、附則として「一定の条件が満たされない場合は取り扱うデータを限定する。」「しばらくの間はこの条件の下で流通を認める」などのような記載が必要と考える

※プライバシー影響評価

取り扱いデータの範囲の決め方は、リスク視点・事業者視点・利用者/提供者視点も考慮した上で、準備会では②に関連する意見があった

① 現時点で「匿名加工情報」「統計データ」のみとし、ホワイトリスト型で、取り扱うデータを定める

→ 無用なリスク軽減、ルールのシンプル化

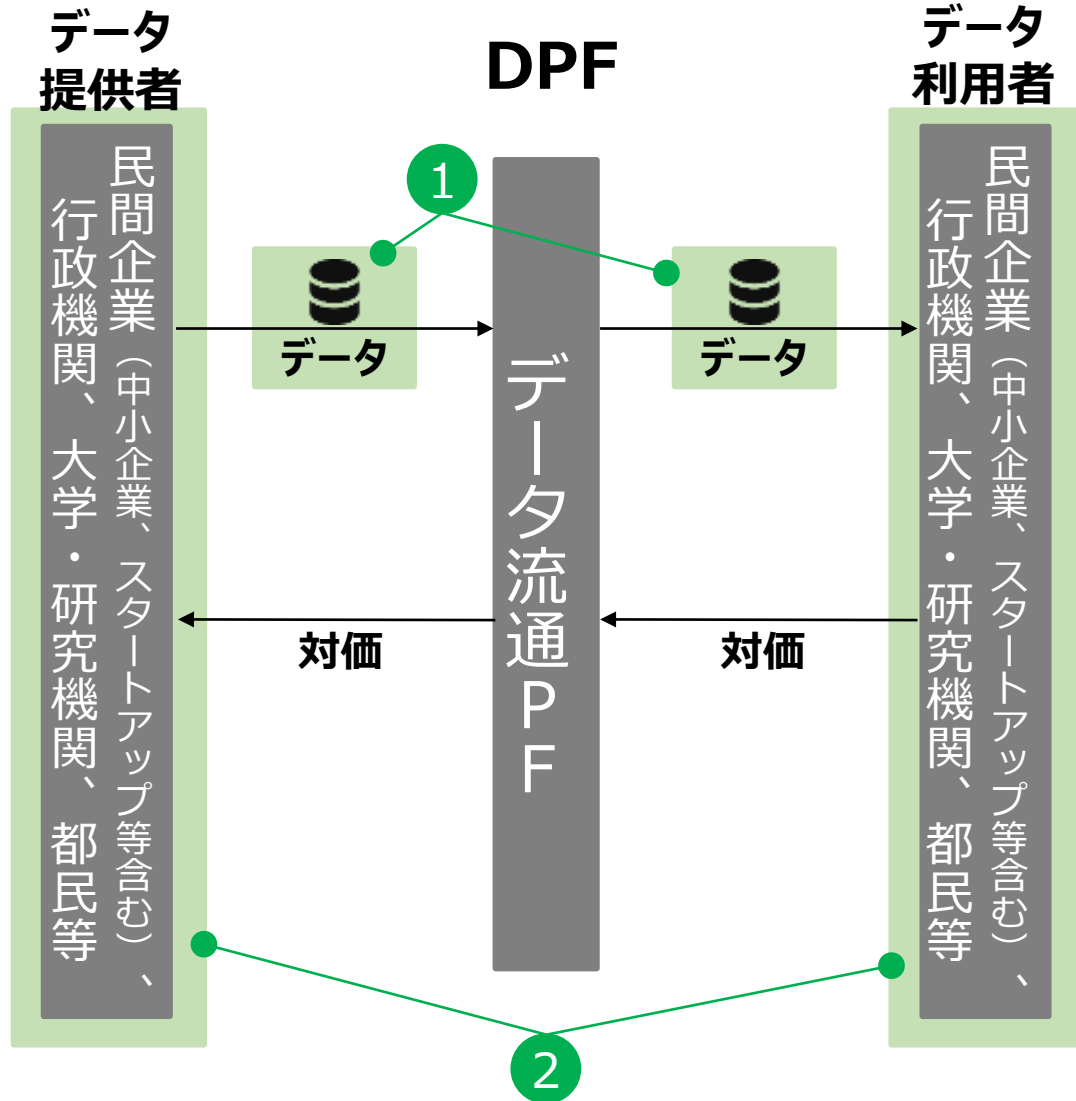
② 現時点では、データの取り扱いルールを定めず、今後のユースケースに合わせて提供者と決めていく

→ 事業検討の自由度向上、利用者ニーズへの対応

→ 来年度事業及びデータ利活用の動向に鑑みて、ポリシー改訂などの措置を検討する

# 前提事項の補足：トラストにおける基本的な考え方

流通を促すために必要な信頼性向上施策を検討



## ① データに対するトラスト（信頼）

- 流通するデータ自体への信頼性向上に向け取組む

➔信頼性を高めるために、**DPFとして一定程度関与する**

➔**データレート※等のフィードバック機能**を検討する

※データの機械判読性の可視化

詳細は次頁

## ② 参加者に対するトラスト（信頼）

- 参加者（データ提供者・利用者）への信頼性の向上
- 相互に信頼に足るデータ提供者・利用者が参加することを旨とした取組や仕組みを想定

➔参加しやすさを重視し、**必要最小限の取組を実施**

# 前提事項の補足：データの信頼性に係るDPFの取組（案）

データの信頼性の向上に係る取組を検討

## 現在検討中のDPFの取組（案）

### データ品質

- データのアップロード時に、以下の項目を満たしていることを提供者に確認・表明し、各種リスクを予防
  - 個人情報と混在していないこと、データ取得元から同意取得済みであること、データ提供者にてデータにアノテーション※1等を加えている場合はそれが適切であることなど

### データ提供の継続性

- データの提供停止に係る決定は「データ提供者」が実施。利用者に配慮し、停止の一定期間前の事前告知をルールとすることを検討
- ただし、提供者のアカウント停止時には、DPFが停止を判断・決定

### 二次利用※2データの扱い

- 安心して利用してもらえるように、二次利用データ等に関するルールを整理
  - オープンデータの場合は、基本的に二次利用データ作成者に権利帰属
  - オープンデータ以外の場合は、提供者側が提供条件を提示

上記取組の実効性を高めるため、業務運用面でも以下のような対応を検討していく

- データ自体の確認、利用状況のアンケート・ヒアリングなど、上記が正しく実施されているかのチェック
- アカウント停止など、上記が正しく実施されていない場合の措置  
(ニーズを踏まえながら、チェックの対象や実施頻度、実施方法、措置の内容等具体化)

※1特定データに対して、データのタイトル等のそのデータについての情報等（メタデータ）を付与すること ※2データを複製、改変等を行った上で利用すること



## 前提事項の補足： DPFが実施を検討する取組（案）

データの信頼性の観点以外にも、品質に係る課題解決に取り組み、価値を創出

### 準備会や関連事業で明らかになった課題

|    |   |
|----|---|
| 整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>データ化の未実行（機械判読不可、クレンジングの未実施等）</li> </ul>    |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>データの標準化の未整備（標準フォーマット未整備、ID未整備等）</li> </ul> |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>データの未更新</li> </ul>                         |
| 流通 | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用におけるルール等の未整備（利用目的の範囲等）</li> </ul>        |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>データの品質が低い</li> </ul>                       |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>継続利用できる保証がない</li> </ul>                    |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>データが分散しており利用者にて統合が必要</li> </ul>            |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>データ提供のインセンティブがない</li> </ul>                |
| 活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>活用時のノウハウ未確立（混雑の定義等）</li> </ul>             |

### 課題解決に向けたDPFの取組（案）

- 特に行政データ及びニーズが高い民間データについて、データ整備支援事業等を通じて一部対応
- 既存の標準フォーマット等がある場合、その活用促進
- 既存の標準フォーマット等がなく、ニーズが高いものは、WG等で検討推進
- 提供者側に、最終更新日と更新頻度の記載義務付け
- 利用者側からの更新ニーズがある場合、提供者に通知
- 既存のルールがなく、ニーズが高い分野は、WG等で検討推進
- データ提供者は、特定の項目についてデータ提供時に確認・表明  
※データ整備支援を実施、DPFによるチェックやデータレート※1付与等も検討
- 提供者に対し、提供停止する場合は一定期間前に告知する旨の規定を検討  
※データ提供者が提供不可能となった場合はデータ流通を停止
- 行政データなど、一部のデータについては、利用しやすくするための統合を進める
- データ流通プラットフォーム事業における対価の仕組み対応
- 既存のノウハウ等がなく、かつニーズが高いものは、WG等で検討推進

※1 データの機械判読性の可視化

## 前提事項の補足：データの利用条件

第3回委員会の論点2では、データの利用停止方法に関する議論を行い、「データの利用条件の定め方」について、次のような意見があった

データが提供されやすくするためにも、**データ提供者の意向をくみ取った利用条件の設定方法**が必要である

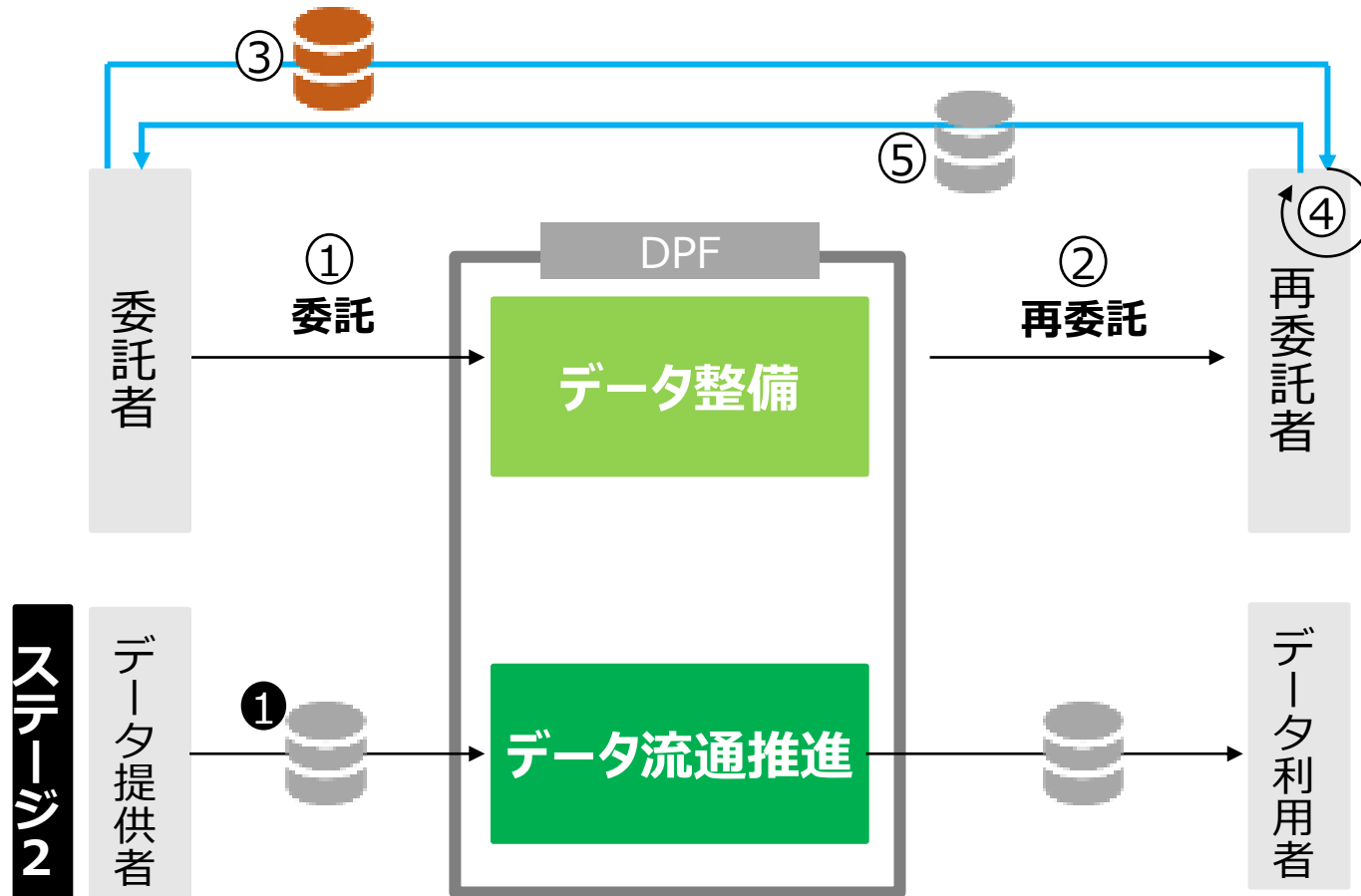
他方でDPFの運営体制が限られるため、**現実的には利用条件を類型化**していく必要がある

**「データ提供者の意向」、「データ利用者のニーズ」を受け止め、利用条件について類型化（雛形化）の検討が必要**

## 前提事項の補足：データ整備事業で匿名加工化を請け負う場合

第3回委員会では、DPFが匿名加工化を請け負う適切な体制が整うまでは、適切な処理を可能とする外部事業者への再委託を検討すべきとの意見があった。但し、再委託により委託者が再委託先と直接データを授受しても、DPFの受託者としての責任は存続することに留意

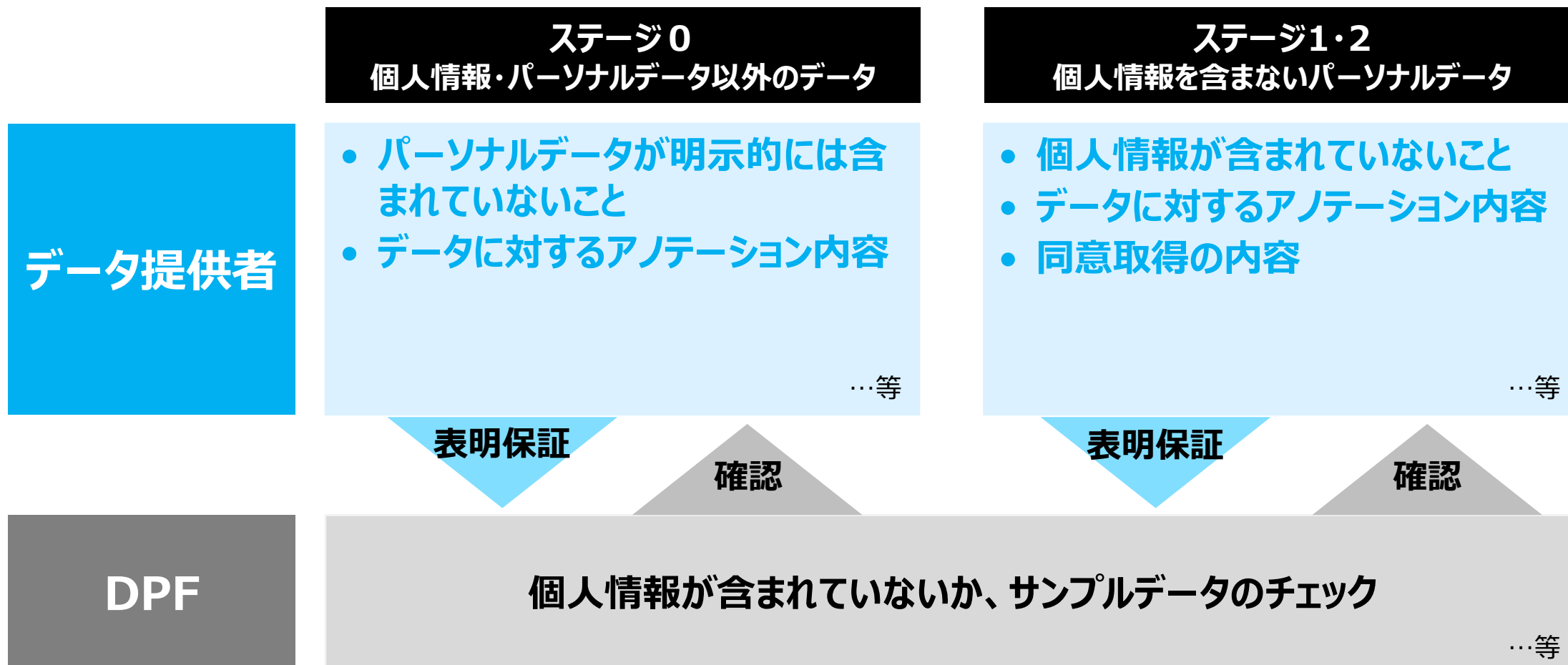
### DPFが匿名加工化業務委託を請け負い、再委託する場合のイメージ(案)



- ① 委託者が、データ整備事業に対して匿名加工化を委託
  - ② データ整備事業で、匿名加工化を請け負う適切な体制が整うまでは、適切な処理を可能とする外部事業者を選定し、再委託
  - ③ 委託者が加工前のデータを、再委託先に直接提供
  - ④ 再委託者が匿名加工化
  - ⑤ 匿名加工化済みのデータを直接に委託者に返却
- ① データ提供者の意思によっては、データ整備で請け負った匿名加工済みデータを、データ流通推進で提供を受ける可能性もあることを想定

## 前提事項の補足：データ提供者に表明保証いただく事項とDPFからの確認事項

第3回委員会では、データ提供時に表明保証をいただく事項について、データに対するアノテーション※内容や、ステージ1・2では同意取得内容等も必要ではないかとの意見があった。データ提供者の表明保証事項や、DPFによる確認事項等は、次年度のケーススタディ事業等を通じた実施の可能性も踏まえて、引き続き詳細を検討していく予定



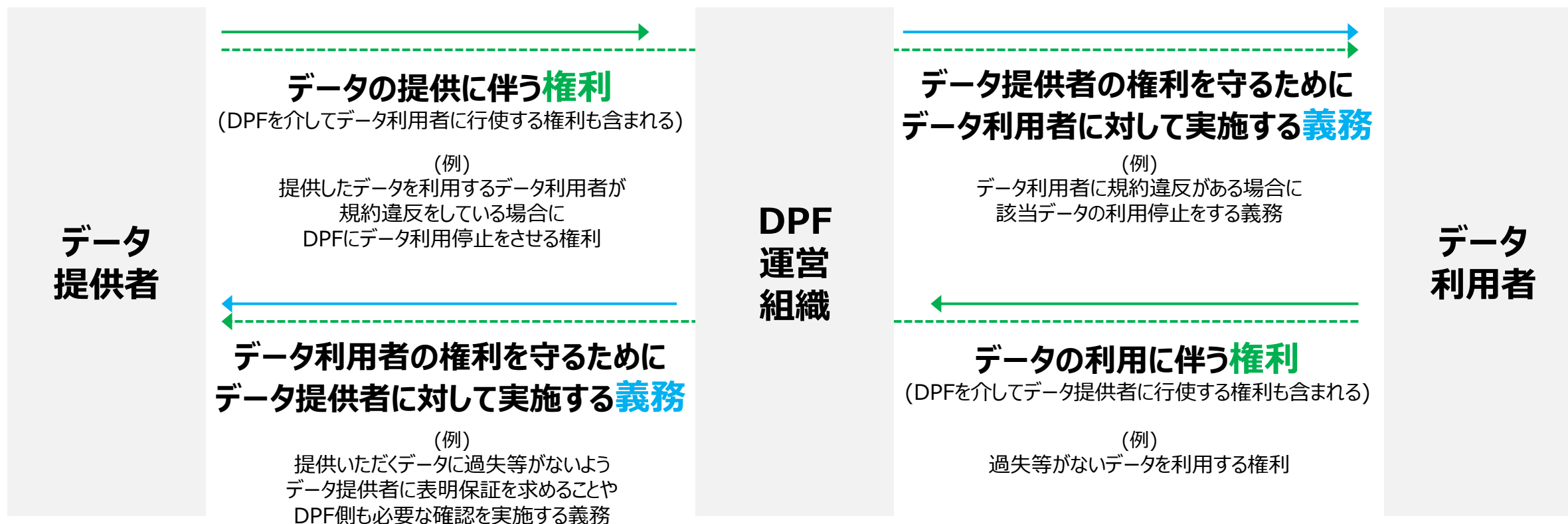
※特定データに対して、データのタイトル等のそのデータについての情報等（メタデータ）を付与すること

## 前提事項の補足：データ提供者・DPF・データ利用者の権利・義務の関係 例示

第3回委員会内で、データ提供者・DPF・データ利用者間での権利、義務の関係を整理し、規約等への反映をしている箇所や明示できていない箇所を洗い出すべきと意見をいただいた。次年度の事業詳細が固まった後に、規定すべき権利・義務の詳細を洗い出す予定

### 例：データ提供者・データ利用者の権利に付随したDPFの義務（イメージ）

→ 権利  
→ 義務



# 次年度検討する課題

## 今後検討を要する主要事項（案）

ポリシー2.0として再検討し条項案の修正・追加の際に要する、今後の協議会や諸事業で検討・具体化すべき主要事項を抜粋

### (1) 全体

- DPF運営組織における管理体制整備
- ユースケースの検討
- 利用目的の明確化
- 取り扱いデータの判断方法
- 規約やそれ以外で策定したルール改定の際における仕組みの整理
- DPFによる表明保証や免責、責任、罰則、制裁措置の規定
- 紛争時解決手段

### (2) 本人対応(対データ主体)

- データ主体から同意を得る仕組み
- データ主体の同意コントロールを担保するための仕組み

### (3) 取得(対データ提供者)

- データ提供者の利用条件の類例化
- データ提供者に表明保証いただく詳細事項、DPFが確認する際の詳細事項

### (4) 利用(対データ利用者)

- データ利用の利用資格、利用状況・管理体制等、DPFが確認する際の詳細事項

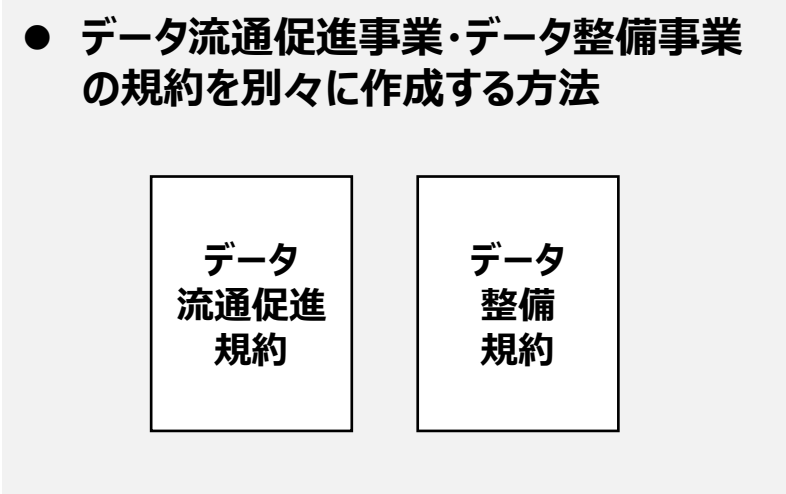


次年度の協議会での議論や諸事業で要検討

# (参考) ポリシー案2.0における規約の策定単位

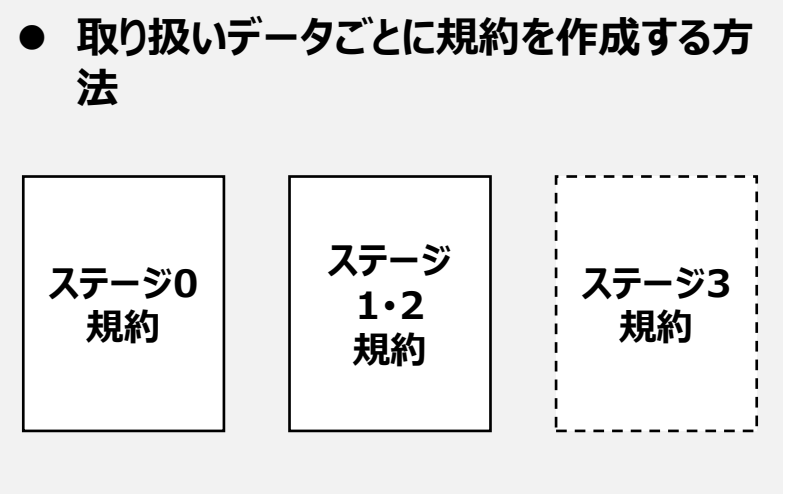
「ポリシー案2.0」では、規約の内容や分かりやすさを考慮し策定単位を見直すことも範疇に入れる。想定される策定単位の切り口の例として以下3つを掲載

## 事業別



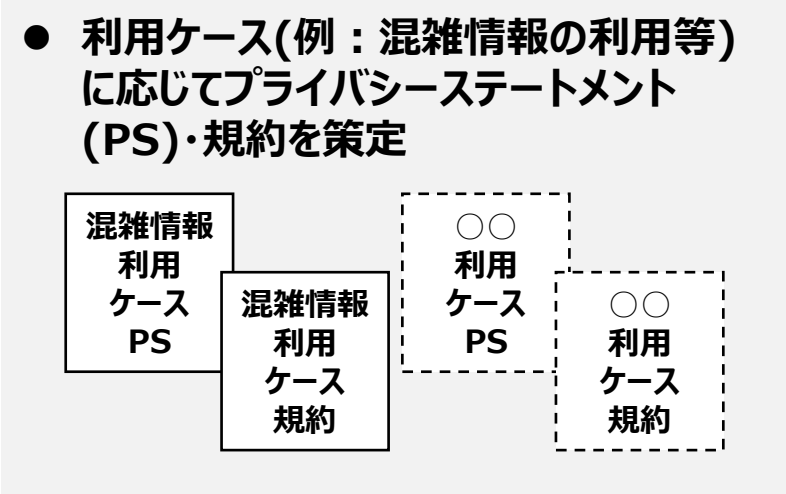
- データ整備事業は当面の間、行政データのデジタル化・クレンジングをメインに実施するため、データ整備を委託する民間事業者が少ないと想定
- 民間事業者がデータ整備を利用する段階になる時点で分けるなどの案もあると考えられる

## 取り扱いデータのステージ別



- ステージ0(個人情報・パーソナルデータ以外のデータの流通)時点ではステージ1・2 (個人情報を含まないパーソナルデータの流通)の規約内容は不要と考えられる
- ステージ1・2のデータを扱う時点においては、ステージ0のデータを提供・利用する可能性があるため、一つの規約で纏めた方が分かりやすい可能性も考慮

## 利用ケース別



- 事業検討段階や事業開始時は、ある程度想定されるユースケースが限られるため利用ケース別に策定しやすいが、今後利用ケースのパターンが増加することを想定し、各パターン別に策定することは現実的ではない可能性



# ポリシー案1.0と意見公募(パブリックコメント)回答の提示イメージ(案)

ポリシー案1.0を提示する上では都民に対して分かり易く示すことを意識し、意見公募時と同様に絵・図等を用いて提示を予定。また、意見公募回答については、通例と同様にご意見に対する都の回答を記した表形式で提示を予定

東京都戦略政策情報推進本部  
Office for Strategic Policy and ICT Promotion

「官民連携データプラットフォーム ポリシー案1.0」のご報告

目次

1. 策定の背景
2. 策定する上での主な前提事項
3. 策定結果

1. 官民連携データプラットフォーム ポリシー案1.0 策定の背景

東京都では、スマート東京（東京版Society 5.0）の実現に向けた、官民連携データプラットフォームの構築や関連するスマートサービスの実施などにあたって、適切な情報の取扱いとデータの利活用促進を両立させるための外部の専門家を委員とした「ポリシー策定委員会」を設置し、ポリシー案1.0の策定を進めてまいりました。

2. 策定する上での主な前提事項

「ポリシー案1.0」を策定する上では、ポリシー策定委員会と並行し、主に事業概要について議論していた「準備会」や「WG」での結果を基に、策定しました。

準備会決定事項を共有

準備会 WG

ポリシー策定委員会

ポリシーから必要に応じて提言

【主な策定事項】

- DPF事業におけるプリンシプル
- 事業概要（データ流通推進・データ整備）
- 取り扱いデータ範囲
- トラストアンカー※型の実施

【主な策定事項】

- プライバシーステートメントでの対象情報をパーソナルデータとし、対象者をデータ提供者・利用者及びデータ主体と規定

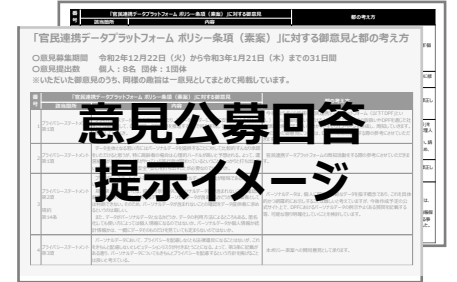
| 番号 | 該当箇所              | 内容   | 都の考え方  |
|----|-------------------|--|--|
| 1  | プライバシーステートメント 第1項 | プライバシーステートメントを定めるに当たり、ステークホルダーに対して安全・安心を打ち出すことは前提として、DPFがデータ利活用を推進することで何を達成していきたいかをきちんと明示していくべき。   | 今後、より多くの官民連携データプラットフォーム（以下「DPF」といふ。）において御覧いただけるよう、DPFでのデータ取扱いやDPFを通じた社会課題の解決等について分かりやすいウェブページを作成し、周知していきます。ご意見については、DPFの周知活動をする際の参考にさせていただきます。 |
| 2  | プライバシーステートメント 第1項 | データ主体となる若い方にはパーソナルデータと認識し、高齢者の方には高齢者向けに配慮を怠らないうえに、高齢者の方には高齢者に対して安全・安心を十分に確保する必要がある。  | 官民連携データプラットフォームの周知活動をする際の参考にさせていただきます。   |
| 3  | 規約 第14条           | 規約第14条においては、提供対象データにパーソナルデータが含まれないことの確認と記載があるが、そもそも提供するデータにパーソナルデータが含まれるかどうか事業者としては判断できない。そのため、パーソナルデータが含まれないことの確認をデータ提供者に求めることは難しい。また、データがパーソナルデータとなるかどうか、データの利用方法によることもある。匿名化しても使用によっては個人情報になるのではない。パーソナルデータが個人情報統計情報は、一般にデータそのものだけを見ていても定まらないのではない。 | パーソナルデータは、個人に関わる広範なデータを指す概念であり、これを具体的にかつ網羅的に示することは難しいと考えていますが、今後作成予定の公式サイト上で、DPFにおけるパーソナルデータの例示やよある開示を記載する等、可能な限り明確化していくことを検討しています。            |
| 4  | プライバシーステートメント 第3項 | パーソナルデータにおいて、プライバシーを配慮しなくても法律違反にはならないが、これをきちんと配慮しないとレピュテーションリスクが付きまとうことになる。よって、第3条に記載がある通り、パーソナルデータについてもきちんとプライバシーを配慮するという方針を掲げることが良いと考えている。   | 本ポリシー案への賛同意見として承ります。   |

意見公募回答 提示イメージ

# ポリシー案1.0と意見公募(パブリックコメント)回答案 一部抜粋

意見公募回答は、通例と同様にご意見に対する都の回答を記した表形式で提示を予定

- 意見募集期間 令和2年12月22日(火) から令和3年1月21日(木) までの31日間
- 意見提出数 個人: 8名 団体: 1団体



## 「官民連携データプラットフォーム ポリシー条項 (素案)」に対する御意見(例)

| 該当箇所                     | 内容   |
|--------------------------|--|
| プライバシー<br>ステートメント<br>第6項 | <p>「オプトアウト」の用語の使用方法が、個人情報保護法23 条2 項に基づく提供であるのか、任意のオプトアウトであるか分かりにくい。</p> <p>「すなわち、個人情報保護法23 条2 項に規定する…」の一文は、個人情報保護法23 条2 項を念頭に置いているように読める一方で、「パーソナルデータ (個人情報を除く。) については、例外的にオプトアウトによる提供」の一文は、個人情報保護法とは無関係の任意のオプトアウトと理解される。任意のオプトアウトであれば、「個人情報保護法23 条2 項に規定する」を削除した方が分かりやすいのではないか。</p> |
| 規約<br>第14条               | <p>データ提供者に対して表明保証を求めると記載があるが、負荷が大きすぎるとデータ提供をすることを躊躇してしまうのではないか。</p>  |
| 全体                       | <p>国の動きに先駆けて、東京都がデータ利活用を保護とのバランスもとりながら、積極的に進めようとしていることには大いに賛同する。</p>   |

## 都の考え方

※3月4日時点案

分かり易さの観点から、プライバシーステートメント第6項「個人情報保護法第23条第2項に規定する」を削除しました。

今後、具体的にデータ提供者に対して求める表明保証事項を検討する際の参考にさせていただきます。

東京都官民連携DPF構築に向けた取り組み方針についての賛同意見として承ります。

⋮

⋮

⋮